

○筑紫野市保育士家賃助成事業補助金交付要綱

令和3年6月2日要綱第18号

改正

令和4年12月19日要綱第43号

令和6年5月1日要綱第25号

筑紫野市保育士家賃助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の確保及び離職防止を図るため、市内の賃貸住宅に居住する保育士に家賃の一部の助成を行う保育所等に対して、その費用を予算の範囲内で補助する筑紫野市保育士家賃助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し、筑紫野市補助金交付規則（平成23年筑紫野市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 市内に所在する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）又は法第6条の3第10項の事業を行う施設であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項による市長による確認を受けたものをいう。ただし、筑紫野市保育所設置条例（平成27年筑紫野市条例第11号）別表に規定する保育所を除く。
- (2) 保育所等設置者 保育所等を設置運営する法人その他の団体の代表者をいう。
- (3) 保育士 法第18条の4に規定する保育士をいう。
- (4) 正規職員 労働契約において雇用期間の定めがなく、当該保育所等の就業規則等において正規の常勤職員として雇用された者であって、当該保育所等で現に常勤で勤務している者をいう。
- (5) 賃貸住宅 保育士が自ら居住するために、所有者等との間で賃貸借契約を締結した筑紫野市内の住宅をいう。
- (6) 家賃 賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう。ただし、共益費、管理費、光熱水費、駐車場使用料その他の住居以外の費用を含む場合は、これらの費用を除いた額とする。
- (7) 住居手当 保育士が賃貸住宅を借り受けている場合に、保育所等設置者が当該保育士に支

給する手当等の月額をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる事業者は、保育所等設置者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、住居手当を支給する保育所等にあって、当該住居手当のほかに家賃の一部を助成する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、保育所等設置者が次の各号に掲げる要件を全て満たす保育士（以下「補助対象保育士」という。）を対象として実施する補助対象事業に要する費用とする。

(1) 保育所等において専ら利用児童の保育を行う者

(2) 正規職員として勤務する者（保育所等を設置経営する法人その他の団体の役員である者及び保育所等の施設長等である者を除く。）

(3) 賃借人として賃貸住宅の賃貸借契約を締結し、家賃を負担するとともに、当該住居に居住する者

(4) 本市の住民基本台帳に現に記録されている者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる規定により算出した額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(1) 補助対象保育士一人当たりの補助金の月額は、家賃から住居手当を控除した額とする。ただし、10,000円を限度とし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

(2) 補助対象保育士ごとに補助金の月額に当該年度の補助対象となる期間の月数を乗じた額を補助対象保育士一人当たりの補助金の年額とする。

(3) 補助金の額は、当該保育所等における全ての補助対象保育士一人当たりの補助金の年額を合算した額とする。

(補助金の要件)

第7条 保育所等設置者は、この補助金の交付を受けることを理由として、職員の給与水準を低下させる措置を行ってはならない。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、筑紫野市保育士家賃助成事業補助金交付申請書（様

式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象保育士の保育士資格証明書の写し
- (2) 補助対象保育士の賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (3) 住居手当の額が確認できる給与規定等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の可否を決定し、筑紫野市保育士家賃助成事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(事業内容の変更及び中止)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は補助対象事業を中止しようとするときは、筑紫野市保育士家賃助成事業補助金変更等申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請内容の変更が軽微なものであると市長が認めるときは、この限りではない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、審査の上、筑紫野市保育士家賃助成事業変更等(承認・不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、補助対象事業の実施上必要があると認めるときは、当該事業の実施状況により、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付決定者は、概算払を受けようとするときは、筑紫野市保育士家賃助成事業補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、筑紫野市保育士家賃助成事業補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象保育士への支払がわかるもの(給与明細書等)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、筑紫野市保育士家賃助成事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、速やかに、交付決定者に通知す

るものとする。

(補助金の請求)

第14条 交付決定者は、前条の規定による補助金の確定後、筑紫野市保育士家賃助成事業補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、筑紫野市保育士家賃助成事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほかこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の通知を受け取った交付決定者は、速やかに、補助金を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第16条 交付決定者は、補助対象事業に係る経費の収支状況を明らかにするために必要な帳簿及び書類を整備し、当該事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管するものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和4年12月19日要綱第43号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月1日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行する。